

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年8月12日

【会社名】 株式会社フレンドリー

【英訳名】 FRIENDLY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中井豊人

【本店の所在の場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072-874-2747

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 鮫島篤志

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072-874-2747

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 鮫島篤志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第1回無担保転換社債型新株予約付社債	1,000,000,000円
第1回新株予約権証券	0円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	672,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月1日に提出いたしました有価証券届出書及び平成26年8月8日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報」の記載事項の一部に訂正すべき事項があり、また、平成26年8月12日に平成27年3月期第1四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

4 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

(訂正前)

<前略>

また、本第三者割当に係る取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の渋谷元宏氏を除く全ての監査役が出席し、出席した監査役はいずれも、本第三者割当の実行について、割当予定先である機構との交渉経緯、発行条件及び払込金額の根拠並びに本第三者割当の必要性について適時に説明を受けており、本第三者割当に係る取締役会における審議及び決議に際して、機構に対する本第三者割当の実行は必要かつ合理的である旨の意見を述べております。なお、上記取締役会を欠席した渋谷元宏氏は、上記取締役会に出席した監査役と同様に、本第三者割当の実行について、適時に説明を受けており、当社は、渋谷元宏氏より、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、本第三者割当に係る取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の渋谷元宏氏を除く全ての監査役が出席し、出席した監査役はいずれも、本第三者割当の実行について、割当予定先である機構との交渉経緯、発行条件及び払込金額の根拠並びに本第三者割当の必要性について適時に説明を受けており、本第三者割当に係る取締役会における審議及び決議に際して、機構に対する本第三者割当の実行には必要性及び合理性がある旨の意見を述べております。なお、上記取締役会を欠席した渋谷元宏氏は、上記取締役会に出席した監査役と同様に、本第三者割当の実行について、適時に説明を受けており、当社は、渋谷元宏氏より、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

<後略>

第三部 追完情報

(訂正前)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月1日）現在において判断したものであります。

< 中略 >

4 最近の業績の概要

< 後略 >

(訂正後)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期事業年度）及び四半期報告書（第61期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成26年8月12日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成26年8月12日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

< 中略 >

「4 最近の業績の概要」の全文削除

第四部 組込情報

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第60期）	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日に近畿財務局長に提出
---------	------------	-----------------------------	----------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第60期）	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日に近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度（第61期第1四半期）	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月12日に近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月12日

株式会社フレンドリー
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 田 篤 印

業務執行社員 公認会計士 田 邊 太 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンドリーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第61期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレンドリーの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前期において7期連続の営業損失、9期連続の当期純損失となっており、平成23年2月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。